

競争参加者の資格に関する公告

岐阜市新庁舎建設基本及び実施設計業務の競争参加者の資格を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公告します。

平成27年2月5日

岐阜市長 細江 茂 光



記

1 業務概要

- | | |
|----------|----------------------|
| (1) 業務名 | 岐阜市新庁舎建設基本及び実施設計業務委託 |
| (2) 業務内容 | 実施設計業務（基本設計を含む。） |
| (3) 履行期限 | 平成29年2月28日（火） |

2 申請の時期

平成27年2月5日（木）から平成27年2月20日（金）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

受付時間は、午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）

3 申請の方法

(1) 申請書の入手方法

競争参加資格審査申請書（建設コンサルタント業務）（以下「申請書」という。）は、平成27年2月5日（木）から平成27年2月20日（金）までにおいて、本業務の競争参加者の資格を得ようとする者に交付する。

(2) 申請書等の提出方法

申請者は、申請書を持参又は郵送（書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）により提出するものとする。提出は、申請書の交付を受けた場所に行うものとする。

(3) 申請書等の作成に用いる言語

申請書及び添付書類は、日本語で作成する。

4 競争参加者の資格及びその審査

次に掲げる条件を満たす場合に、競争参加者の資格を認定する。

ア 次に掲げる者に該当しないこと。

(ア) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者

(イ) 過去1年以内において次のいずれかに該当すると認められる者

a 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。

- b 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - c 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - d 地方自治法第 234 条の 2 第 1 項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - e 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
 - f 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
 - g a から f までのいずれかに該当すると認められる事実があつた後 1 年を経過しない者を、契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。
- (ウ) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更正手続開始の申立てがなされている者。ただし、当該手続開始後、岐阜市が別に定める手続に基づく競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。
- イ 岐阜市における建設コンサルタント等業務に係る競争入札参加資格の認定を受けている者であること。
- ウ 岐阜市における資格停止の期間中でないこと。

5 資格審査結果の通知

「競争参加資格認定書」により通知する。

6 資格の有効期間

競争参加者の資格の有効期間は、資格の認定の日から当該業務が完了する日までとする。ただし、当該業務に係る契約の相手方以外の者にあつては、当該業務に係る契約が締結される日までとする。

7 その他

- (1) 当該業務に係るプロポーザル手続に参加するためには、参加表明書と併せて申請書を提出し、技術提案書の提出要請の時までに、競争参加者の資格の認定を受けることとする。